

介護保険だより ～平成21年度の決算状況～ 介護を支える保険制度

介護保険は、病気などで要介護状態となり、入浴、食事などの介護や機能訓練、看護などの医療が必要となった人に対して、福祉・医療サービスを提供する制度です。

この制度を運営するための保険料は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)、残り半分を40歳以上の人(40歳～64歳の人30%、65歳以上の人20%)で負担しています。

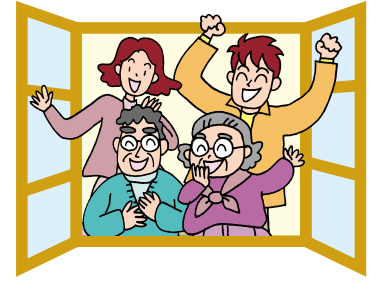
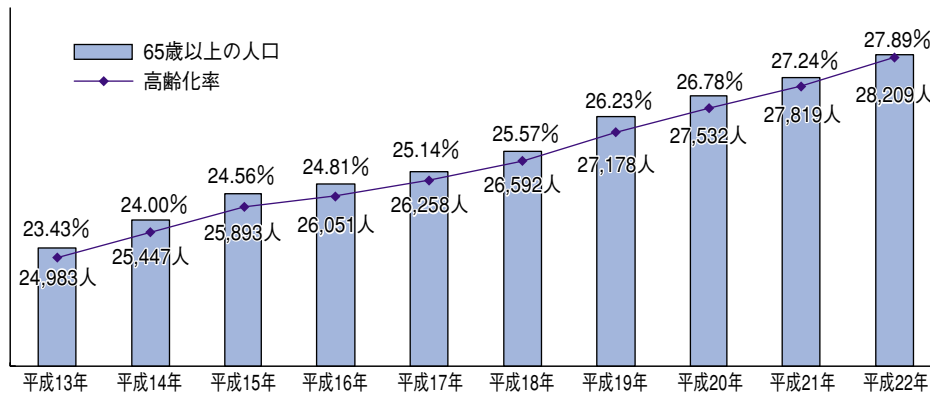


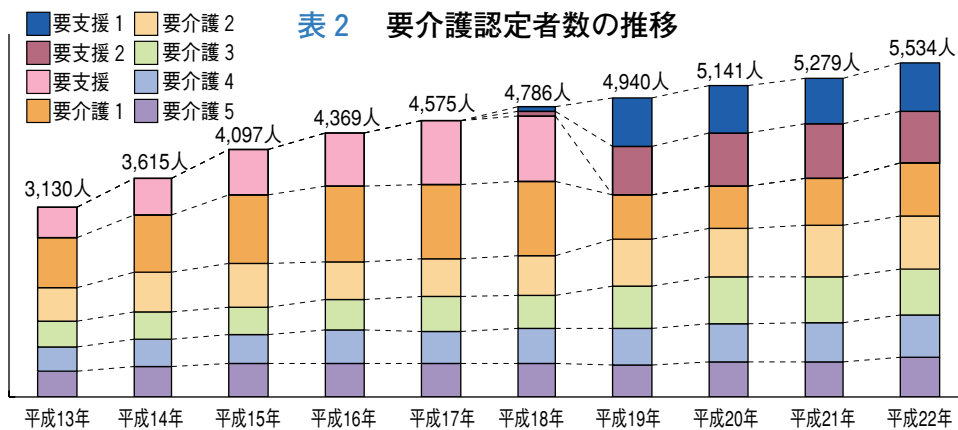
表1 65歳以上の人口と高齢化率(65歳以上の人口の割合)の推移



今年3月末現在、65歳以上の人口は、28,209人で、高齢化率は、27.89%です。市の人口の約4人に一人

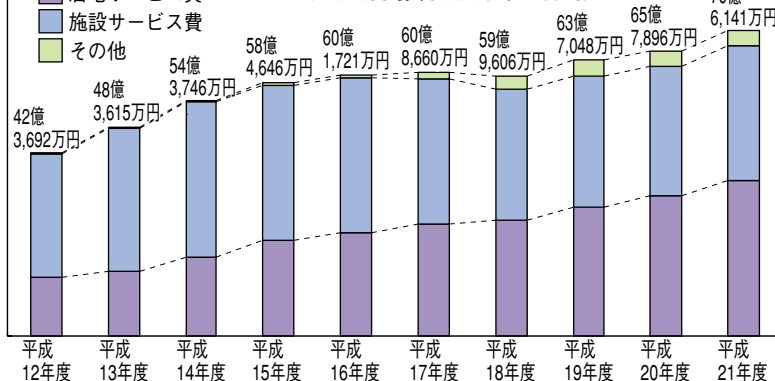


65歳以上の人口と要介護認定者数の推移



が65歳以上となっています(表1)。また、要介護認定者数は、5,534人です(表2)。

介護保険給付費の推移



特別養護老人ホームなどの施設サービスは、施設で提供される食費などが自己負担になったため、平成17年度から減少傾向にあります。しかし、自宅で訪問介護などの介護サービスを受ける居宅サービス費は、制度が始まった平成12年に比べ約2.6倍に増加し、平成20年度には、施設サービス費を上回りました。

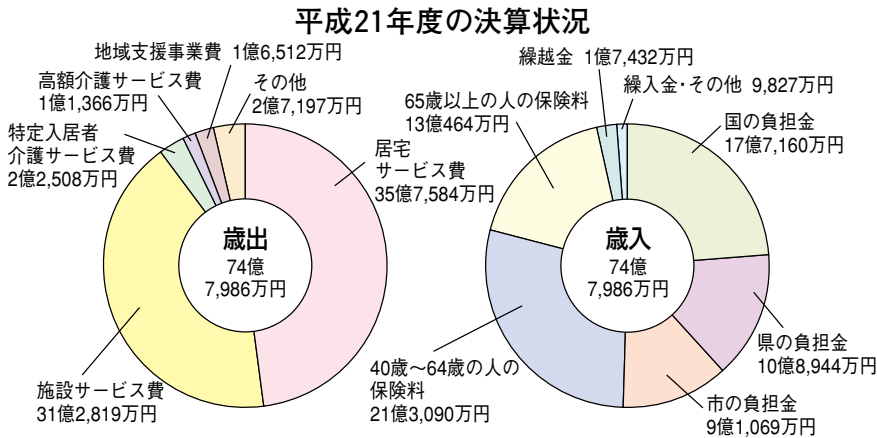


介護保険給付費の推移



平成21年度の 決算状況

平成21年度に介護サービスを利用した人は、延べ45,029人で、介護給付費は、歳出の約95%を占めています。歳出のうち、その他の2億7,197万円には、要介護認定に伴う費用など総務費1億6,077万円のほか、審査支払手数料1,047万円などが含まれます。



あなたの保険料は？ 納付の方法は？

65歳以上の人(第1号被保険者)

65歳以上の人の保険料は、所得金額に応じて8段階に設定されており、65歳の誕生日の前日の属する月から対象になります。

〈保険料の納付〉

- 年金額が年18万円以上の場合、年金から差し引く特別徴収となります。年金を受け取る月(偶数月)に介護保険料が年金から天引きされます。
- 納付書で納める普通徴収の人は、7月から翌年2月までの8回で支払います。

※納付書で納める人には、納め忘れなどを防ぐため、便利で確実な口座振替の利用を勧めています。

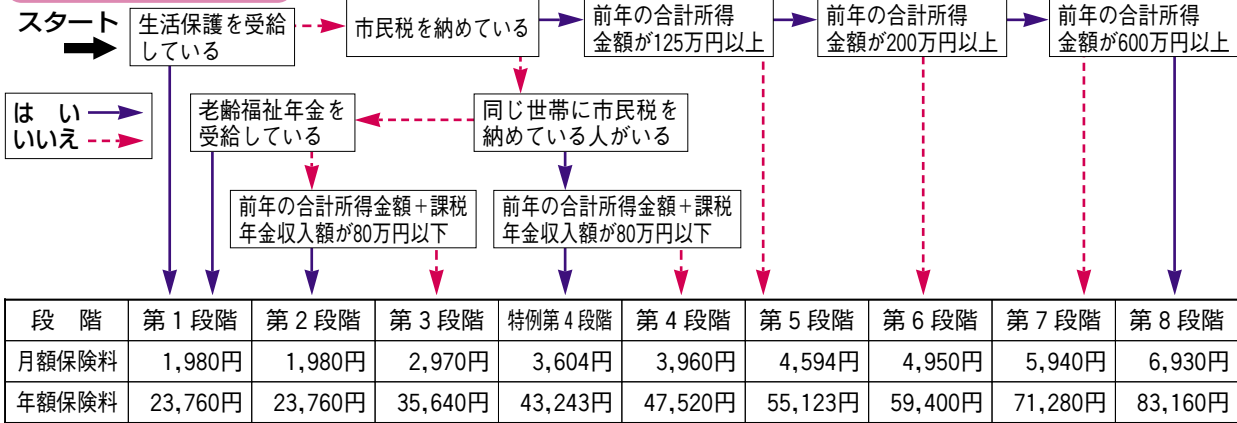


40歳～64歳の人(第2号被保険者)

国民健康保険に加入している場合は、所得割、資産割、均等割、平等割を組み合わせて計算します。

職場の健康保険や共済組合に加入している場合は、医療保険の保険料の一部として徴収します。

65歳以上の人の保険料



住宅改修や福祉用具の購入は 介護保険の対象になります！

1. 住宅改修費の支給

要介護認定を受けた人が、次の住宅改修工事を行う場合、20万円を限度に、工事費の9割を介護保険から支給します。

※事前の申請が必要のため、必ず工事前に高齢者福祉課、または地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に相談してください。

【対象となる工事】

- ① 手すりの取り付け②段差の解消③滑り防止や移動の円滑化などのため床や通路面の材料の変更④引き戸などへの扉の取り替え⑤洋式便器などへの便器の取り替え⑥ ①～⑤の改修に付帯して必要となる住宅改修

2. 福祉用具購入費の支給

要介護認定を受けた人が、福祉用具を購入した場合、1年間(4月～翌年3月)に10万円を限度に、購入費の9割を介護保険から支給します。

【対象となる福祉用具】

- ① 腰掛け便座② 特殊尿器③ 入浴補助用具④ 簡易浴槽⑤ 移動用リフトのつり具の部分

問い合わせ先 高齢者福祉課(市役所本庁1階) ☎0848-676240 FAX 0848-642130